

一般的な歯科診療に関する同意（包括同意）と合併症への対応について

当院歯科では、身体への負担が比較的大きい検査や治療については、原則として書面による説明と同意（ご署名）をお願いしています。

一方、以下に示す検査や処置は、日常の歯科診療において一般的に行われている標準的な医療行為です。これらについては、その都度、必要性や内容をご説明したうえで実施しますが、通常は個別の同意書へのご署名はいただいております。これを「包括同意」といいます。

包括同意の対象となる診療であっても、十分な説明を行い、ご理解・ご納得いただいたうえで進めてまいります。また、歯科診療にはまれに合併症が生じる可能性があります。その内容および対応についてもあわせてご説明いたします。

ご不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

1. 包括同意の対象となる主な診療行為（例）

【標準的な検査】

口腔外および口腔内診査（視診・触診・打診・動揺度検査・電気歯髓検査等）、歯周組織検査、口腔内写真撮影、X線検査（パノラマ・デンタル等）および歯科用CT検査、唾液検査、咬合検査、口腔機能検査

【標準的な処置】

局所麻酔、歯周基本治療、咬合調整（天然歯および補綴装置を含む）、神経の処置を伴わないむし歯治療（詰め物による修復等）、仮封材の交換、仮歯・詰め物・冠等の除去、印象採得および咬合採得に伴う操作、仮歯・詰め物・冠等の試適および装着、義歯の試適・装着および調整、マウスピースの装着および調整、抜糸、創部の洗浄および消毒

【その他】

技工物製作のための模型・スキャンデータ等の歯科技工所への委託提供（個人情報保護契約を結んだ施設に限る）

※上記に該当する場合であっても、診療内容・全身状態・患者さんのご希望等により、必要に応じて個別に説明し、文書による同意をお願いする場合があります。

2. 歯科処置に伴う主な合併症

歯科処置は唾液で滑りやすく、狭い口の中で精密な作業を行うため、標準的な検査・処置であっても合併症が生じることがあります。

●誤飲・誤嚥（ごいん・ごえん）

小さな器具や材料が舌や顎の動き、咳などにより落下して口の奥に入り込むことがあります。国内外の報告では、十分注意していても極めてまれに発生することが示されています（参考報告：約0.0035%、10万回あたり3~4回程度）。その多くは誤飲であるとされています。

●軟組織損傷（唇や口の粘膜のけが）

器具や材料、薬剤により、唇、舌、頬粘膜などに切り傷・擦り傷・やけどが生じることがあります。多くは自然に治癒します。

※治療中は急に動かさず、異常を感じたら声は出さずに左手を挙げてお知らせください。

※器具等が落ちた場合は、口を閉じず顔を横に向け、唾を飲み込まずスタッフの指示に従ってください。

3. 合併症が起こった場合の対応

- 誤飲・誤嚥が疑われる場合は、X線検査などを行い、必要に応じて専門外来と連携します。
- 軟組織損傷は、通常その場で止血・処置を行い、多くは数日～1週間程度で改善します。
- 状況により、医科を含む専門診療科での診察をお願いすることがあります。

※合併症が生じた場合には最善の処置を行います。必要な検査・処置は通常の保険診療の範囲内で行われます（自由診療中に生じた場合は自由診療の扱いとなります）。

ご不安や疑問がありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。